

## 平成31年度鹿児島県清華大学留学支援奨学金交付事業 申請要領

### 1 趣旨

県内大学生等の清華大学留学を支援することにより、国際競争力を備え、学術研究や文化・産業振興、国際貢献等の様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成するとともに、次代の日中協力関係を担う若者世代の相互理解の増進を図るため、奨学金を支給する。

2 留学先 清華大学人文学院 対外漢語教学センター

3 募集人員 10名（県全体）

### 4 奨学金の対象経費及び交付金額

奨学金の対象経費は、留学に係る申請料、学費、入院医療保険料及び学生寮費とする。ただし、交付金額は年額30万円を上限とする。

（渡航費，ビザ取得費，現地生活費，海外旅行保険料は対象としない。）

### 5 留学期間

秋学期の約5か月間（平成31年9月～平成32年1月）

### 6 受給資格（鹿児島県清華大学留学支援奨学金交付要綱第2条）

奨学金の対象者は、日本国籍を有し、次の各号をすべて満たす者とします。

- (1) 当該年度の4月1日現在、鹿児島県内の大学等（院，短大，高専等を含む）に在籍している者
- (2) 当該年度の4月1日現在、1年以上継続して鹿児島県に居住していること。または保護者が1年以上継続して鹿児島県に居住していること
- (3) 留学で得た知識，経験等を活かして、鹿児島県の国際交流の推進に貢献できること
- (4) 心身ともに健康で、在籍校の学校長の推薦を受けていること
- (5) 清華大学において学習・研究を行うのに十分な外国語（英語又は中国語）の能力を有していること

※ なお、清華大学の募集要項により、応募条件は「年齢18歳～55歳及び大学在學生（一学期の学習を終えた者）又はそれ以上の学歴を持つ者」と規定されていることから、当該条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

### 7 申請方法

大学等は、奨学金の申請があった場合、受給資格の有無を審査の上、申請者から提出された次の書類に推薦書（第5号様式・別表）を添えて、平成31年4月15日（月）までに、担当部署経由で県に提出してください。

- (1) 鹿児島県清華大学留学支援奨学金交付申請書（第1号様式）
- (2) 応募申込書（第2号様式）
- (3) 留学計画書（第3号様式）
- (4) 指導教官等の推薦調書（第4号様式）

## 8 交付の決定

平成31年4月下旬に、選考基準に基づき決定した結果を大学等に対してお知らせしますので、申請者本人には大学等から通知してください。

## 9 交付時期及び交付方法

奨学生が清華大学へ入学後、概ね9月末までに次の書類を提出していただきます。大学等は取りまとめの上、県に提出してください。

審査後、10月中旬頃に本人名義の日本国内の口座に奨学金を振り込みます。

- (1) 鹿児島県清華大学留学支援奨学金概算払請求書（第11号様式）
- (2) 清華大学入学通知書の写し
- (3) その他入学した事実が分かる資料

## 10 報告書等の提出

奨学生には、平成31年10月末及び12月末に修学状況報告書（第9号様式）を提出していただきます（メール可）。

また、留学終了後の平成32年2月末に、学業成果報告書（第8号様式）を添えて、鹿児島県清華大学留学支援奨学金実績報告書（第7号様式）を提出していただきます。大学等は取りまとめの上、県に提出してください。

## 11 奨学金交付の取消及び返還

奨学金の受給者が、次のいずれかに該当する場合には、大学等は速やかに報告してください。その場合には、交付決定の全額又は一部を取り消し、既に交付した奨学金の全額又は一部について返納を要求することもあります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請時の記載内容に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学や長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

## 12 その他注意点・依頼

- (1) 申請書に押印する印鑑は、その後に提出する「請求書」や「報告書」に使用する印鑑と同一のものを使用してください。
- (2) 交付決定者が、受給途中で氏名や住所、印鑑等の変更があった場合は、速やかに申し出てください。

### 【問い合わせ先及び書類送付先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県PR・観光戦略部国際交流課  
国際交流係 木下（きした）  
TEL 099-286-2306 FAX 099-286-5522